

公益社団法人日本建築家協会 東海支部規約

2013年5月10日施行

2014年5月9日改定

(総則)

第1条 この規約は、支部規程第1条第2項により、東海支部（以下支部という）運営の詳細について定める。

(名称)

第2条 支部の名称は、公益社団法人日本建築家協会東海支部とする

2 支部の通称を「JIA東海」とする。

(構成)

第3条 支部は、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県のすべての正会員をもって構成する。

(目的・事業)

第4条 支部は、本部事業の補佐と併せ、所管する都道府県の行政、住民、他団体と強調しながら、地域に根ざした活動を行い、定款第3条の目的達成につとめる。

2 支部は前項の目的及び事業を円滑に推進するために、地域会を設け、その活動を支援する。

(準会員、協力会員)

第5条 支部は、本会の趣旨に賛同し、支部の事業に参加、支援をする個人、法人または団体を、準会員、協力会員として募ることができる。

2 支部登録の準会員（以下支部準会員という）の会費は、下記による。

・専門会員：入会金 6,000円 年会費 18,000円

・シニア会員：入会金 0円 年会費 18,000円

3 その他の準会員、協力会員の設置及び会費は、各地域会規則で定める。

4 支部準会員の権利は別に定める。

(支部役員等)

第6条 支部に次の役員を置くが、役員（本部理事は除く）の選任等については、支部が別に定める支部役員等選出規則による。

本部理事 （選任の方法は定款による）

支部に割り当てられた数とし支部長1名を含む。

副支部長 4名（各地域会長）

支部幹事 5名以上20名以内（内1名を幹事長とする）

支部監査 2名

2 役員（本部理事は除く）の任期は1期2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 支部は、支部役員とは別に、支部顧問、支部相談役を若干名置くことができるが、選任などについては別に定める。

(支部役員等の職務)

第7条 支部役員等の職務は、支部規程の定めによるほか、下記による。

- 2 副支部長は、支部長に事故があるときは、支部長があらかじめ指名した順序に従ってその職務を代行する。ただし、理事権限は除く。
- 3 支部幹事長は、支部長を補佐し、事務局を統括する。
- 4 支部相談役は、支部事業を総覧し、時によって、支部長に意見を述べる。
- 5 支部顧問は、支部長の諮問に応え、役員会で意見を述べる。

(支部総会)

第8条 通常支部総会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に支部長が招集する。

- 2 支部総会の招集は、少なくとも開催日の7日前までに、その会議の日時、場所及び付議すべき事項を示し、文書で正会員及び支部準会員に通知する。
- 3 支部総会は所属正会員の1/5以上の出席がなければ開会することができない。
- 4 支部総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 支部総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。
- 6 支部準会員は、支部総会に出席して意見を述べることができるが、議決権を有しない。
- 7 次の場合に、支部長は臨時支部総会を招集しなければならない。
 - (1) 支部役員会において、過半数が必要と認めたとき
 - (2) 支部役員会において、支部監査から議案を示して、開催の申し出があったとき
 - (3) 正会員の1/10以上から会議の目的を示して召集の請求があったとき
- 8 支部総会の決議を必要とする事項は下記とする。
 - (1) 支部規程にもとづく支部の運営基準の改廃
 - (2) 支部の事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の承認
 - (3) 支部長以外の支部役員を選任及び解任
 - (4) その他支部総会で決議するものとして、支部の運営基準で定められた事項

(支部役員会)

第9条 支部役員会は第6条に定める役員をもって構成する。

- 2 支部役員会は、必要に応じて支部長が招集し、支部事業その他の会務を評議決定する。ただし、支部監査は議決に加わらない。
- 3 支部役員会の議長は、支部長または支部長の指名する支部幹事がこれにあたる。
- 4 支部役員会は構成員の1/2以上が出席しなければ決議することができない。
- 5 支部役員会の決議は、出席構成員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 議決権の行使は、他の出席役員に委任することができ、その場合は出席と見なす。
- 7 緊急の案件については、書面による決議、持ち回りによる決議を可とする。

(財産及び会計)

第10条 支部の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本部から配分される支部運営費
 - (2) 支部の実情に応じて徴収する支部会費
 - (3) 支部準会員の入会金及び会費
 - (4) 寄付金品
 - (5) 財産から生じる収入
 - (6) 事業に伴う収入
 - (7) その他収入
- 2 この支部の活動に関する収支、資産及び負債等は、公益社団法人日本建築家協会全体の会計として取り扱うものとし、定款及び経理規程を準用する。
 - 3 この支部の事業計画及び予算は、支部役員会で承認した後、事業年度開始の日の前日までに理事会の承認を得る。
 - 4 この支部の事業報告及び決算は、事業年度終了後遅滞なく支部総会において決議後、理事会に報告する。

(統合・分割及び廃止)

第11条 支部総会において、所属正会員の2/3以上の賛成をもって支部の統合・分割及び廃止に関するすべてを理事会及び総会の決議に委ねる。

(地域会)

第12条 支部には次の地域会を設置する。支部登録会員はいずれかの地域会に登録する。

静岡地域会

愛知地域会

岐阜地域会

三重地域会

- 2 本部で定める地域会規程、地域会で定めた地域会規則により、地域会を運営する。
- 3 支部は地域会から、事業年度開始2ヶ月前までに事業計画及び予算の報告を、毎事業年度末には活動及び決算の報告を受け、これを速やかに理事会に報告する。
- 4 地域会総会及び地域会役員会の詳細については、各地域会規則で定める。

(委員会・部会)

第13条 支部活動の促進及び円滑な事業の執行をはかるため、支部役員会の決議を経て、支部に委員会・部会を設置又は廃止することができる。

- 2 支部委員会は、理事会の求めに応じて、同じ目的を持つ本部委員会・部会に委員を推薦し、本部との連携をはかる。
- 3 支部委員長は、支部役員会に出席して意見を述べるができるが、決議には加わらない。

(事務局)

第 14 条 支部の事務処理を適切に行うため、事務局を名古屋市中区に置く。

(準用)

第 15 条 この規定に定めのない事項については、定款及び支部規程を準用する。

(改廃)

第 16 条 この規約の改廃は、支部総会の決議及び理事会の承認による。

付則 この規約は 2013 年 5 月 10 日の支部総会決議の時より施行する。

2 支部の公告は電子公告により行う。

以上